

# 真庭市 介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表

平成 28 年 3 月	作成
平成 29 年 4 月	一部改正
平成 31 年 4 月	一部改正
令和元年 10 月	一部改正
令和 3 年 4 月	一部改正

真庭市では平成 28 年 4 月 1 日から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始します。平成 28 年 4 月以降に真庭市の要支援者及びサービス事業対象者（基本チェックリストにより該当となった者）へ提供したサービスに係る事業費の請求は、総合事業のサービスコードを使用します。

総合事業は、市区町村によってサービスコードや基準が異なります。

真庭市内事業者が他市区町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供した場合は、当該市区町村の設定するサービスコードを使用します。逆に、真庭市外事業者が真庭市の被保険者（住所地特例対象者を除く。）に対してサービスを提供した場合は、真庭市のサービスコードを使用します。

## 【1】介護予防訪問事業

サービスコード表の A 2 から始まるものを使用してください。

## 【2】介護予防デイサービス事業

サービスコード表の A 6 から始まるものを使用してください。